

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年
計画主体	若桜町

若桜町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 若桜町経済産業課
所在地 八頭郡若桜町若桜801-5
電話番号 0858-82-2236
FAX番号 0858-82-0134
メールアドレス keizai@town.wakasa.tottori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ（以下「シカ」という）、ニホンザル（以下「サル」という）、ツキノワグマ（以下「クマ」という）、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、アナグマ・タヌキ・イタチ・テン（以下アナグマ等という）、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、キジバト・カワラバト（以下「ハト類」という）、アオサギ・ダイサギ（以下「サギ類」という）、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	若桜町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲、イモ類	10	122
シカ	水稲、野菜類、樹木	21	602
サル	野菜類	—	—
クマ	果樹	6	120
ヌートリア	水稲、野菜類	—	—
アライグマ	—	—	—
ハクビシン	—	1	69
アナグマ等	野菜類	1	224
カラス類	野菜類	3	246
ハト類	水稲、野菜類	—	—
サギ類	水稲	—	—
カワウ	魚類	—	—

(2) 被害の傾向

○イノシシ

水稲被害を中心に町内全域で確認されている。被害額は侵入防止柵により増加を防いでおり、捕獲数は減少傾向にある。

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害面積(a)	1 1	4	7	1 2	1 0
被害金額(千円)	1 8 5	5 4	1 1 4	1 3 9	1 2 2

○シカ

水稲やダイコン、葉菜類等で被害が発生しているが、スギ・ヒノキ等への被害は減少している。出没、捕獲数は依然として多く町内全域で被害が発生している。また、氷ノ山の高山植物（サンカヨウ）などの被害も出ている。

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害面積(a)	6	7	1 5	2 4	2 1
被害金額(千円)	6 6	7 7	3 8 0	5 7 9	6 0 2

○サル

カボチャ、スイカ、トウモロコシ等の野菜類に被害が発生している。

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害面積(a)	8	0	0	1	0
被害金額(千円)	1 1 5	2 4	0	1 4	0

○クマ

梨、柿、栗等の被害があり、目撃情報も依然としてある。

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害面積(a)	0	0	0	2	6
被害金額(千円)	0	0	0	2 0	1 2 0

○ヌートリア

目撃情報及び農作物の食害被害ともに減少傾向である。

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害面積(a)	1	2	1	0	0
被害金額(千円)	1 1	1 1	6	0	0

○アライグマ

近隣の町で令和2年度に1頭捕獲されており被害発生のおそれがある。

○ハクビシン

近隣の町で継続して捕獲されているほか町内での目撃情報もあり、被害が発生する恐れがある。

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害面積(a)	0	0	0	1	0
被害金額(千円)	0	0	0	69	0

○アナグマ等

野菜やいちご等の被害があり、目撃情報もある。

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害面積(a)	0	0	2	1	0
被害金額(千円)	0	0	128	115	0

○カラス類

ダイコン、いちごの被害がある。

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害面積(a)	1	3	1	3	3
被害金額(千円)	32	80	102	246	246

○ハト類

育苗時の水稲、ダイコンの食害がある。ダイコンの生産地では種まき後、発芽前に種の食害がある。

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害面積(a)	1	3	1	0	0
被害金額(千円)	32	80	32	0	0

○サギ類

水稲の踏みつけ・踏み倒し被害がある。また、具体的な被害金額は不明であるが、アユの食害被害が発生している。

○カワウ

具体的な被害金額は不明であるが、アユの食害がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
全対象鳥獣	40a	28a
	1,090千円	763千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象 猟友会員に有害鳥獣捕獲許可を出し、各地域で猟友会の協力を得て捕獲体制を整備。</p> <p>○イノシシ 箱わなの貸出し。 猟友会による有害捕獲。</p> <p>○シカ 箱わなの貸出し。 猟友会による有害捕獲。</p> <p>○サル エアガンによる追い払いに加え、猟友会による有害捕獲。</p> <p>○クマ 猟友会による有害捕獲。 錯誤捕獲の場合、鳥取県第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画に沿って学習放獣。</p> <p>○ヌートリア 箱わなの貸出し。</p>	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象 猟友会員が高齢化する一方で、新規入会もあるが、捕獲を効果的に行うためには地域との情報共有が必要である。</p> <p>○イノシシ 狩猟者によって箱わなの管理方法が異なり効率的な捕獲が困難なので、捕獲に関する講習会等の実施を検討。</p> <p>○シカ 狩猟者によって箱わなの管理方法が異なり効率的な捕獲が困難なので、捕獲に関する講習会等の実施を検討。</p> <p>○サル 追い払いの迅速な対応ができておらず、効果が低い。また、捕獲体制の準備が必要。</p> <p>○クマ 目撃情報があり、人身被害が想定される場合に緊急対応できる体制整備が必要。</p> <p>○ヌートリア 今後、生態や被害について</p>

	<p>防除計画による捕獲。</p> <p>○アライグマ 箱わなの貸出し。 防除計画による捕獲。</p> <p>○ハクビシン 猟友会による有害捕獲。 箱わなの貸出し。</p> <p>○アナグマ等 猟友会による有害捕獲。</p> <p>○カラス 猟友会による有害捕獲。 県下一斉に行われるカラス捕獲に参加。</p> <p>○ハト類 猟友会による有害捕獲。</p> <p>○サギ類 エアガンによる追い払いに加え、猟友会による有害捕獲。</p> <p>○カワウ 猟友会による有害捕獲。</p>	<p>て情報を収集する必要がある。</p> <p>○アライグマ 今後、生態や被害について情報を収集し、捕獲体制の整備が必要。</p> <p>○ハクビシン 町内でも目撃情報があり、今後、生態や被害について情報を収集し、捕獲体制の整備が必要。</p> <p>○アナグマ等 目撃情報があり、農作物被害も出ているため有害捕獲を実施する必要がある。</p> <p>○カラス 銃器での捕獲が困難であり、捕獲数が伸びない。</p> <p>○ハト類 銃器での捕獲が困難なため、捕獲数が伸びない。</p> <p>○サギ類 追い払いの迅速な対応ができておらず、効果が低い。また、銃器での捕獲が困難なため捕獲数が伸びない。</p> <p>○カワウ 銃器での捕獲が困難なため捕獲数が伸びない。</p>
--	--	--

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>鳥取県鳥獣被害総合対策事業及び単町いのしし等被害防止柵設置事業等による、ワイヤーメッシュ柵や電気柵等の侵入防止柵の設置及び補修を行っている。</p> <p>(前計画期間の整備実績)</p> <table border="1" data-bbox="387 544 933 817"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落数</th> <th>設置箇所数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 2</td> <td>1 2</td> <td>1 5</td> <td>4, 4 1 9</td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>1 0</td> <td>1 4</td> <td>4, 8 2 8</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>1 8</td> <td>1 9</td> <td>4, 8 1 0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4 0</td> <td>4 8</td> <td>1 4, 0 5 7</td> </tr> </tbody> </table>		集落数	設置箇所数	延長(m)	R 2	1 2	1 5	4, 4 1 9	R 3	1 0	1 4	4, 8 2 8	R 4	1 8	1 9	4, 8 1 0	合計	4 0	4 8	1 4, 0 5 7	<p>2戸以上の農家で組織する団体が事業主体となり、鳥獣の侵入防止柵の設置に取り組んでいるが小さな農地が分散しまとまりの小さな集落では集落全体の農地を囲う取組みができていない。</p> <p>柵を設置したにもかかわらず、設置方法や維持管理の不備により被害が出ている箇所もあり、補修・強化に対する支援も必要となっている。</p> <p>緩衝帯設置等の環境整備が進んでいない。</p>
	集落数	設置箇所数	延長(m)																			
R 2	1 2	1 5	4, 4 1 9																			
R 3	1 0	1 4	4, 8 2 8																			
R 4	1 8	1 9	4, 8 1 0																			
合計	4 0	4 8	1 4, 0 5 7																			
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>鳥獣を誘引しない環境づくりのために野菜残さや放任果樹等、餌となるものを放置しないよう知識の普及を図っている。</p>	<p>鳥獣の習性や効率的な被害防止対策を学ぶ機会が少ないため、各集落を対象とした講習会を開催する必要がある。</p>																				

(5) 今後の取組方針

<p>■全体方針</p> <p>侵入防止柵の設置や捕獲等の効果により被害軽減の成果は出ているが、地域ぐるみの総合的な取り組みができていない集落もあり、被害は未だに発生している。</p> <p>集落の維持、農業振興地域の発展を図るため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく財政支援措置や鳥取県の補助事業等を活用して、総合的な取り組みを行っていく。</p> <p>【全体計画】</p> <p>○集落環境整備</p> <p>鳥獣を誘引する要素となっている耕作放棄地や放任果樹等を除去し、鳥獣が近づきにくい集落づくりを行う。また、緩衝帯の設置も検討し、人と野生鳥獣の棲み分けを行うことで、野生鳥獣が農地等に接近しづらい環境を整備する。町報等により被害発生時の報告の徹底を周知するとともに、</p>

被害実態の把握と速やかに有害捕獲を実施する体制を整備することで、野生鳥獣による被害の軽減を図る。

○効果的な侵入防止柵の設置及び管理

加害鳥獣に有効的な柵の設置を行う。

また、既設の侵入防止柵について適切な維持管理方法を指導するとともに、補強や修繕についても支援し、効率的な捕獲を行う。

○狩猟免許の取得促進

捕獲従事者の担い手を増やすため、狩猟免許の取得に係る費用に対して支援を行い、狩猟免許の取得促進を行う。

○集落での追い払い活動の実践

ロケット花火等を活用した効果的な追い払い方法を普及し、追い払い体制作りを進める。

○獣肉の活用

獣肉解体処理施設（29工房）の効率的な運用を進めると共に、今後は加工販売や革製品、ペットフード等の取り組みを強化し、より一層の獣肉の有効活用等を図る。

また、道の駅、町内飲食店等で獣肉を使用した料理の推進を図る。

○研修会の開催

専門家、有識者等を招いた研修会を開催し、侵入防止策の管理方法や箱わな等の設置について研修会を行い、効果的な手法の普及を行うことで、被害を最小限に留める。

【各鳥獣に対する計画】

○イノシシ

侵入防止柵の設置を推進する。

また、町、猟友会及び地元が連携して、わな等の設置場所の検討や維持管理等を行い、放任果樹・野菜の残さ等の誘因物の処分を徹底した上で、効率的な捕獲を行う。

○シカ

侵入防止柵の設置を推進する。

また、町、猟友会及び地元が連携して、わな等の設置場所の検討や維持管理等を行い、放任果樹・野菜の残さ等の誘因物の処分を徹底した上で、効率的な捕獲を行う。

○サル

花火やモデルガン等を使った追い払い行う。

また、追い払いで被害が防止できない場合や人身被害が懸念される場合については、箱わな等による捕獲も検討する。

○クマ

放任果樹、野菜の残さ等の誘因物の処分を徹底させ、侵入防止柵はもとより、集落付近に出没し、人身被害の恐れのある場合には、集落内点検等を行ったうえで、有害捕獲を実施する。

○ヌートリア

年間を通じた捕獲を実施し、農作物への被害が発生する前に地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

○アライグマ

年間を通じた捕獲を実施し、地域に定着させないため発見された場合に早期に捕獲することの出来る体制を整備する。

○ハクビシン

目撃や被害について情報収集し、有害捕獲をするとともに捕獲体制を強化する。

○アナグマ等

目撃や被害について情報収集し、必要であれば侵入防止柵等の設置及び有害捕獲を検討する。

○カラス類

カラスの餌付けとならないよう、くず野菜、くず果実等の処分を徹底させる。

また、夏期7月、8月に銃による一斉捕獲を実施する。

○ハト類

目撃や被害について情報収集し、捕獲許可に基づき捕獲を実施する。

○サギ類

実施可能な場所では追い払いを実施する。

また、必要であれば有害捕獲を検討する。

○カワウ

実施可能な場所では追い払いを実施する。
また、必要であれば有害捕獲を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

若桜町猟友会と捕獲委託契約等を締結し、有害鳥獣捕獲への従事、箱わなの運用を委託。

(猟友会若桜支部会員構成状況) 令和5年3月末時点

銃猟従事者 1名

わな猟従事者 14名

銃・わな猟従事者 12名

合計 27名

ヌートリア、アライグマについては、外来生物法に基づく防除計画を策定し、農家などの地域住民も参加した捕獲体制を整備している。

(捕獲従事者の登録状況) 121名

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保 ・ 防除実施計画に基づく捕獲体制の確保 ・ 箱わなの整備 ・ 侵入防止柵と捕獲用具の一体的な管理運用による捕獲効率の向上
令和6年度	全鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保 ・ 防除実施計画に基づく捕獲体制の確保 ・ 箱わなの整備 ・ 侵入防止柵と捕獲用具の一体的な管理運用による捕獲効率の向上
令和7年度	全鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保 ・ 防除実施計画に基づく捕獲体制の確保 ・ 箱わなの整備 ・ 侵入防止柵と捕獲用具の一体的な管理運用による捕獲効率の向上

	る捕獲効率の向上
--	----------

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○イノシシ					
過去の実績から年間100頭を計画数とする。					
年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
捕獲数(頭)	8 3	1 1 6	1 0 2	6 6	4 3
○シカ					
過去の実績から年900頭を計画数とする。					
年度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
捕獲数 (頭)	4 3 7	3 5 5	4 8 6	8 7 1	1, 1 5 2
○ヌートリア					
近年の目撃情報はないが、農作物被害はあるため、引き続き地域からの完全排除を最終目標とする。					
○ハクビシン					
近年目撃情報があり、適切な対応により増加を防ぎ、地域からの完全排除を最終目標とする。					
○アライグマ					
近隣の町で令和2年度に1頭捕獲されており、目撃があれば適切な対応により増加を防ぎ、完全排除を最終目標とする。					
○カラス					
過去の実績から年間10羽とする。そのうち、一斉駆除5羽を捕獲目標とする。					
年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
捕獲数(頭)	4	6	3	1 0	4

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭

シカ	900頭	900頭	900頭
ヌートリア	5頭	5頭	5頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
カラス	10羽	10羽	10羽

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>(若桜町全体)</p> <p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：銃及びわな（くくりわな、箱わな） ・実施予定時期：通年 <p>○シカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：銃及びわな（くくりわな、箱わな） ・実施予定時期：通年 <p>○ヌートリア、アライグマ、ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年 <p>○カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：一斉駆除を基本とし、その他猟銃による捕獲を行う。 ・実施予定時期：一斉駆除は2回／年、その他は不定期

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
シカ・イノシシ	WM：500m	WM：500m 電気柵：300m	WM：500m 電気柵：300m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
シカ、イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵周辺の刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・捕獲用具との一体的な管理運用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵周辺の刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・捕獲用具との一体的な管理運用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵周辺の刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・捕獲用具との一体的な管理運用。
クマ	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵周辺の刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・花火等による追い払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵周辺の刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・花火等による追い払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵周辺の刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・花火等による追い払い

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

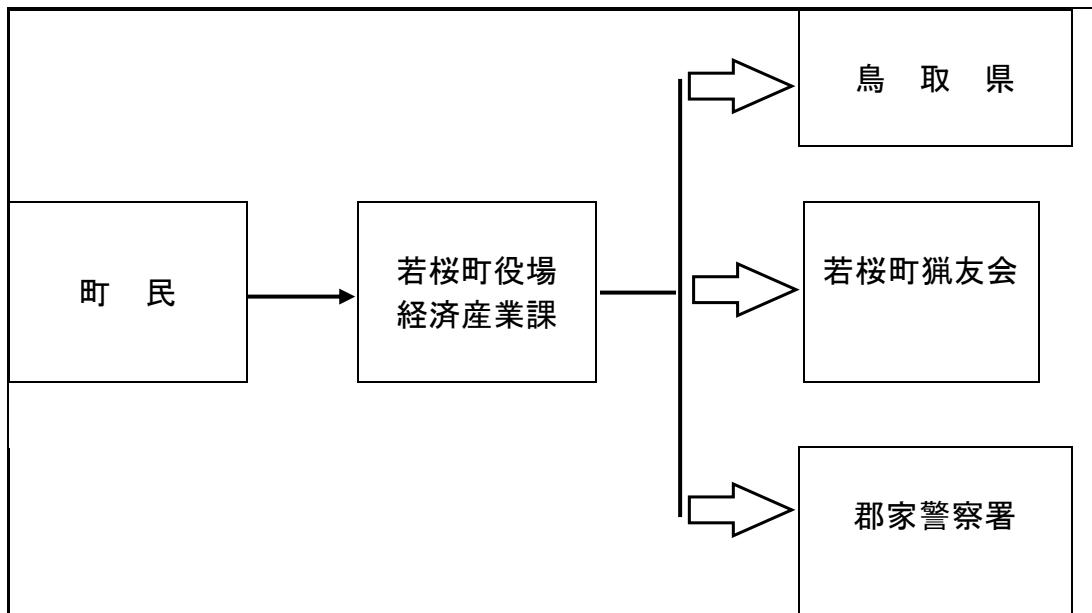
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ・シカ・サル・クマ等	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置
令和6年度	イノシシ ・シカ・サル・クマ等	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置
令和7年度	イノシシ ・シカ・サル・クマ等	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
若桜町役場経済産業課	行政無線等により町民へ周知するとともに、鳥取県及び郡家警察署、若桜町猟友会と連携した対応を図る
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	鳥獣の保護・狩猟等
鳥取県鳥獣対策センター	鳥獣対策の情報提供等
鳥取県東部農林事務所八頭事務所	鳥獣防除対策（事業推進等）
鳥取県東部農林事務所農商工連携チーム	ジビエ振興等
郡家警察署	町と連携した対応を図る
若桜町猟友会	町と連携した対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設等適切に処理を行うほか、獣肉解体処理施設わかさ29工房への搬入を推進し、ジビエへ利活用を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町内の飲食店でジビエ料理として提供されている
----	------------------------

	ほか、道の駅で精肉、加工品が販売されている。 また、県内のスーパーや飲食店でも販売提供されており、関東・関西圏への販路拡大も引き続き推進する。
ペットフード	食肉としての利用が困難な場合は、ペットフードへ有効活用するなど食肉以外での利用の推進を引き続き推進する。
皮革	若桜町内の革製品販売店ヘシカ・イノシシの革を提供している。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

地域おこし協力隊事業等で募集があった際には、町外・町内問わず受け入れ、人材育成を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	若桜町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
鳥取いなば農業協同組合若桜支店	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
鳥取県農業共済組合東部支所	農作物被害情報の提供を行う。
八頭中央森林組合	林業被害情報の提供を行う。
若桜町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
若桜町農業委員会	農作物被害情報の提供を行う。
若桜地域全域	農作物被害情報の提供を行う。
鳥取森林管理署	林業被害情報の提供を行う。
わかさ29工房	有害獣の処理活用方法の提供を行う。
若桜町役場経済産業課	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県農林水産部鳥獣対策	○全体計画の支援に関すること及び技術的支

センター 鳥取県農林水産部東部農林 事務所八頭事務所	援
鳥取県生活環境部緑豊かな 自然課 鳥取県農林水産部東部農林 事務所農商工連携チーム	○全体計画の支援に関すること

(3) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

専門家の指導による現地研修会等を開催し、電気柵等の正しい設置方法等を農家の方に再度周知する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

猟師に向けた研修会等の実施を検討。
また、国、県が主催する研修会等にも参加し、被害防止策を推進する。
野生イノシシの豚熱（CSF）が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。また、定期的なサーベランスを実施することで町産ジビエの安全性の確保を行う。